

令和4年度保険税 モデルケース2 算定詳細

		改正後		各区分の計	改正前		各区分の計
医療給付費分	所得割	賦課総所得金額は所得額から市民税の基礎控除額を引いたもの 妻 $0円 \times 5.7\% = 0円$		20,000円 (100円未満切捨)	賦課総所得金額 $0円 \times 6.1\% = 0円$		36,000円 (100円未満切捨)
	資産割	均等割・平等割は軽減適用なし (擬制世帯主と妻の「所得額の合計」>軽減判定基準額)			0円		
	均等割	$20,000円 \times 1人 = 20,000円$			$17,000円 \times 1人 = 17,000円$		
	平等割				19,000円		
後期高齢者 支援金分	所得割	妻 $0円 \times 2.5\% = 0円$		14,000円 (100円未満切捨)	$0円 \times 2.5\% = 0円$		11,000円 (100円未満切捨)
	資産割				0円		
	均等割	$14,000円 \times 1人 = 14,000円$			$5,000円 \times 1人 = 5,000円$		
	平等割				6,000円		
介護納付金分 40歳以上65歳未満 の方に賦課	所得割	妻は73歳のため賦課されません		—	妻は73歳のため賦課されません		—
	資産割						
	均等割						
	平等割						
保険税額		34,000円			47,000円		